

第2回三重県手話言語に関する条例検討会（議事概要）

日 時：平成27年11月27日（金）13:30～15:00

場 所：議事堂6階601委員会室

出席者：三重県手話言語に関する条例検討会委員13人

資料：健康福祉部資料

教育委員会事務局資料

検討会資料

資料1 他県における手話言語に関する条例の背景や目的等比較

資料2 他県における手話言語に関する条例 項目及び条文比較

資料3 他県の手話言語条例集

（途中配付）

健康福祉病院常任委員会県外調査資料 神奈川県手話言語条例に関する資料

資料4 第3回検討に招致予定の学識者（案）

委員：ただいまから、第2回三重県手話言語に関する条例検討会を開催します。

会議に先立って、この検討会の運営についてお願いがあります。前回、御案内しましたとおり、今日の第2回から手話の同時通訳を行っています。これで聴覚障がいをお持ちの方も検討会の内容を知っていただけたと思いますが、分かりやすく手話通訳をしていただくために、同時に2人以上の方が発言をしたり、1人の委員が発言しているときに他の委員がかぶせて発言してしまったりすることのないよう、注意をしてください。原則として発言するときには挙手をして、座長から指名をされてから発言するように、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

会議の事項に入ります。本日は、手話の現状等に関して健康福祉部及び教育委員会事務局からの説明聴取、その後、他県の手話言語条例について調査を行います。説明は、健康福祉部、教育委員会事務局の順で行っていただきます。

なお、委員の皆様からの質問がある場合は、両者の説明が終わってからまとめてお願いいたします。

それでは、健康福祉部からよろしくお願いいたします。

1 手話の現状等に関する執行部からの説明聴取

執行部：それでは、資料の1ページをお開きください。

「健康福祉部資料」と右の上にあるものでございます。「聴覚障がい者に対する県の施策について」ということでタイトルが出ております。よろしゅうございますか。

手話に関しましては、平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関

する条約」において、言語には、手話その他の非音声言語を含むことが明記されました。

また、国内におきましても、平成 23 年に改正された「障害者基本法」において、言語は手話を含むと規定されるとともに、平成 26 年には「障害者権利条約」が批准されました。批准が 26 年 1 月 20 日、効力を発揮したのが 2 月 19 日からでございます。

このような動きの中で障害者自らが選択する手話を含む意思疎通の方法により、円滑に情報の取得、利用、意思表示、他人との意思疎通を図ることができる環境を整備していくことがますます重要となってきています。

このようなことから、平成 27 年 3 月に改定しました「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の施策、社会参加の環境づくりにおきまして、聴覚障がい者への取組を位置づけ、聴覚障がい者が情報を円滑に受発信し、コミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図っているところでございます。以下の県内の聴覚障がい者等の概況、取組等につきましては、担当から説明申し上げます。

執行部:引き続きまして、私の方から個別の県の施策についてご説明を申し上げます。

まず、1 点目の県内の聴覚障がい者等の概況でございます。三重県におきましては、身体障がい者手帳の交付を受けている人の人数は、今年 4 月 1 日現在で 73,776 人でございます。そのうち、聴覚・平衡機能障がいの方につきましては、7,405 人という人数になっております。その詳しい内訳につきましては、表 1 のとおりでございます。この聴覚障がい者の意思疎通を図る手段としましては、手話、筆談、読話、補聴器などがございまして、障がいの程度や障がいとなった時期などにより個人によってそれぞれ異なっております。聴覚障がい者の中でも音声言語を習得する前に失聴した方などについては、意思疎通を図る手法として手話を使われている方が多いという状況でございます。

続いて、2 ページをご覧ください。こちらにはもう少し聴覚・平衡機能障がいの人の障がい程度別の手帳交付者数を上げさせていただきました。27 年度の欄を見ていただきますと、1 級の方が 347 名、2 級の方が 1,830 名等々となっております。トータル合計しますと、先ほど申し上げましたように 7,405 名となっております。

「表 3」には聴覚障がいにかかる障がい程度等級表ということで、級別にいけますと、2 級 3 級 4 級 6 級というのが聴覚障がいにかかる障がい程度の基準がございまして、2 級ですと両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上の者ということで、ほぼ両耳の全ろうの方がこの 2 級に該当してまいります。以下、3 級ですと両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上の者といった形で、少しずつ難聴の方でも程度が軽いという形になっております。

ただ、ここで注意をお願いしたいのは、この「表 3」には、1 級ないしは 5 級という欄がございません。ただ、人数の「表 2」のほうには 1 級ないしは 5

級という方の数字も入ってございます。これは、例えば聴覚障がいの方の2級の方が肢体不自由の2級両方持っていらっしゃる場合、例えば、肢体不自由の2級と申しますと、片側の腕が肘より上で切断されているというような方が該当するわけですが、そういった場合については、2級と2級で重複していると、それより1つ上の級に該当するということになってございますので、その関係で重複障がい聴覚・平衡機能障がいの中でも1級の方がみえると。5級も同じような考え方でございます。以上が、聴覚障がい者の概況でございます。

続いて、2番としまして、「聴覚障がい者に対する県の施策」ということでいくつか項目を上げさせていただきました。聴覚障がい者への福祉施策としましては、国や地方公共団体におきまして、障害基礎年金等の支給、あるいは、自立支援医療による医療費の負担軽減、補聴器などの装具、通信装置などの日常生活用具の給付と。そのこと以外にも手話通訳者の派遣といった事業は行われています。

その中で三重県では平成24年度に「三重県聴覚障害者支援センター」を設置しまして、このセンターを中心に聴覚障がい者の情報保障と意思疎通を支援している状況でございます。各それぞれの取り組んでいる取組ごとに申し上げますと、まず1点目、字幕映像ライブラリー作品の制作・貸出でございます。聴覚障害者支援センターにおきまして、字幕映像ライブラリーを制作して貸し出しているということで、4ページをご覧くださいと数字もございますが、4ページの一番上の「表4」をご覧くださいと、ここの上から3つ目4つ目に字幕映像ライブラリー制作本数、あるいは、字幕映像ライブラリー貸出本数ということで実績を上げさせていただいておりますが、御覧のように26年度の実績で申し上げますと、22本のライブラリーを制作しまして、508タイトルのライブラリーを貸し出したという実績になってございます。

続いて3ページに戻っていただきますと、(2)としまして、「手話通訳者及び要約筆記者の養成」を行っております。聴覚障害者支援センターにおきまして、手話通訳者、要約筆記者の養成を行うとともに、認定試験を実施しております。昨年度の実績で申し上げますと、手話通訳者については9名、要約筆記者の方は18名の養成を行ったところでございまして、そういった方々、現在、県内には手話通訳者の方は132名、要約筆記者の方は206名、こういった方々が今いらっしゃいます。

続きまして、(3)「盲ろう者通訳介助者の養成」ということで、盲ろう者といえますのは、盲であって「ろう」であるということで、視覚と聴覚両方の障がいをお持ちの方ということで、そういう方の通訳なり介助をする方の養成を行っております。こういう方は現在、県内に66名介助者として登録されている状況でございます。

この次の(4)でございますが、「手話通訳者や要約筆記者及び盲ろう者の通訳介助員の派遣事業」を行っております。この派遣につきましては、私ども障が

い福祉課と聴覚障がい者センターで分担をしまして、県や国で必要な場合については、私どもが窓口になって派遣をさせていただいておりますし、民間で必要になる場合には、センターの方で派遣をさせていただいている状況でございます。

続いて、(5)「生活相談や生活訓練の実施」でございますが、これは聴覚障害者支援センターにおきまして、子育てや教育、仕事、いろんな生活上の相談事を受けていただくということとともに、ろう者の社会適用訓練や中途失聴者のコミュニケーション訓練ということで、コミュニケーション教室とか難聴になられた方の手話教室といったこともセンターの方でやっていただいています。

6番目は「情報支援機器の貸出や日常生活用具の展示、紹介」です。難聴者の方向けの情報支援機器にはいろんな種類がございます。こういった会議のときに磁気ループということで補聴器を補助する放送設備になりますが、そういうものを貸し出したり、OHP、OHC、あるいはプロジェクターといったものを貸し出しています。また、筆談器ですとか目覚まし時計、フラッシュランプなどを展示しまして、使い方なり利用方法なりの紹介をしている状況でございます。

7番目に上げさせていただいたのが、「聴覚障がい者理解の普及、啓発」です。聴覚障害者支援センターにおきまして、子ども手話教室の開催ですとかセンターの見学、あるいは、ここに書いてございませんが、「支援センターだより」という広報誌も発行させていただいております。聴覚障がい者の理解の普及啓発に取り組んでいるところでございます。

8番目に上げさせていただいたのが、「災害発生時における被災者支援」ということで、センターにおきましては、聴覚障がい者災害支援サポーターといったものを募集、登録しまして、今、140名の方が登録していただいている状況です。それとともに、市町と連携しまして災害発生時における聴覚障がい者の支援を行うということで、今、県内の1市4町と協定書の締結をしまして、もし災害が発生したときの安否確認ですとか、避難所での障がい者への支援に取り組むこととしております。

9番目に上げさせていただいたのが、「聴覚障がい児の早期発見及び療育の推進」ということで、児童相談センターに「きこえの相談部門」を置きまして、そちらで相談や療育支援、具体的に申し上げますと、聴力測定をしたり、補聴器の調整をしたり、関わり指導をしたり、あるいは保護者への学習会を開催したり、こういったことに取り組んでおります。

以上が、県が取り組んでいる聴覚障がい者に対する施策の概要でございます。

4ページを見ていただきますと、そのセンターで取り組んでいる主なものの実績ということで、昨年度の実績を御覧いただきますと、利用者数あるいは利用登録者数、ライブラリーの制作・貸出本数等々、御覧いただいているとおりになっております。

最後に、県内の市における手話言語条例の制定状況について御紹介申し上げます。県内の市におきましては、松阪市と伊勢市において手話言語条例が制定されております。それぞれ両市の条例におきましては、ほぼ共通してこの(2)にありますような形で前文、目的、基本理念、市の責務、市民の役割、施策の推進、財政措置といったことを条例で規定をされております。こういった条例が制定されたことによって、どういう取組が始まっているのかということも確認をさせていただきましたところ、条例が施行されました松阪市におかれましては、手話推進マネージャーと手話普及担当を配置し、市職員向けの手話講習会ですとか市民向けの出前講座を開催している。あるいは、市民講演会を開催したりとか、差別をなくす市民会議で手話劇を開催したり、あるいは、全国手話パフォーマンス甲子園へ市内の高校生チームが出場したり、こういった取組につながっていると承知をしております。

伊勢市については、来年4月1日施行ということですので、これからの取組になっております。

以上で、私どもの関係の聴覚障がい者に対する県の施策について説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

委員：ありがとうございました。続きまして、教育委員会事務局。

執行部：右肩に教育委員会事務局資料とあります1枚ものをご参照ください。三重県立聾学校における手話を活用した教育活動について御説明申し上げます。まず、1番でございます、学校の概要ですが、大正時代に沿革を持ちます県内唯一の聴覚障がい教育の特別支援学校でございます、津市内に位置しております。手話をはじめとする多様なコミュニケーション手段によりまして、教科学習を中心とした学習指導を行っております、在籍状況といたしましては、記載のとおり幼稚部から高等部専攻科にかけまして、約100名程度が在籍しており、寄宿舎も併設しております。

2番の「手話の活用状況」でございます。まず、導入経緯ですが、昭和の頃に聴覚障がい教員に対する情報保障として取り入れ始めました。平成に入りまして段階的に教育活動でも指導・支援を開始いたしまして、現在では親向けの講習会なども実施しております。

(2) 手話を獲得していくプロセスのイメージでございます。自立活動の時間をはじめといたしまして、学校生活全般を通して学んでいくこととなりますが、実際には子ども同士でのやりとりですとか、家庭内におけるやりとりなども大きいものと考えております。初期の段階では手話だけでなく、絵、指文字、文字等々との併用で入ってまいります、子どもの状況あるいは発達段階に応じ徐々に語彙を増加させていたり、実態的に手話中心に移行していくという形になっております。

裏面を御参照ください。(3)です。手話はいわば話し言葉に当たるものから、書き言葉としての日本語の習得が同時に別途必要になってまいります。

その際に手話と日本語の違いがいくつかございまして、例えば、手話では助詞が存在せず、あるいは、言葉の活用、語尾の部分などでも若干難しさがあるということがございまして、そのことにつきましては、外国人の方が日本語を学ぶ際にハードルとを感じる項目と類似しているという指摘がかねてございました。そういったところから、外国人への日本語指導を参考にした日本語文法の指導を進めてまいりまして、特に近時、取組を冊子化したものを出してまいりまして、全国からも引き合いがあるところで、無償でお分けしています。県庁でも先進的な取組として表彰されているところでもあります。

3の教職員研修でございます。校内に研修委員会を設置いたしまして、校内の経験豊富な教員などが担当して、記載のような種々の研修の充実に努めてまいります。新しい方もいらっしゃいますので、当初の最低限のやりとりには数カ月程度かかりますし、ある程度以上のコミュニケーションとなりますと、1年前後かかってできることもございます。そうしたことから、実際の運用上は発達段階初期の学部等にはベテランを充てる傾向もございます。

こうした中で、最後の4ですが、課題と対応方針といたしまして、まず1つ目のポツでございます。近時、人工内耳の装用もかなり進んできておりますが、なお、聴力特性の多様なお子さんがたくさんございますので、一人ひとりの聴力特性に沿ったコミュニケーション手段による指導・支援を進めてまいります。2番目のポツです。教職員の手話にかかる知識・技能の向上はもとより不可欠でございますので、計画的・組織的な校内研修の一層の充実に努めてまいります。また、先に説明いたしましたとおり、手話との違いに留意した日本語指導を引き続きしっかり進めてまいります。最後のポツですが、コミュニケーションの実質をより伴いますよう、周囲の手話にかかる理解・啓発に取り組むとともに、子どもに対しても積極的にコミュニケーションを試みるような姿勢の涵(かん)養をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

委員：ありがとうございました。それでは、ただいま説明を受けましたので、委員の皆様の方から質問があればよろしくお願いたします。

委員：教育委員会のことで教えていただきたいんですけど、2の手話活用の状況の(2)手話獲得に向けた指導ということで、ここでは自立活動の時間の中でということが進められていますが、一般的な授業等々では教えていないのか。合わせて、自立活動の中でも年間どれぐらいの時間を使って手話を教えているのか教えてください。

執行部：初期の段階では、そもそもの手話もまずある程度教えませんと、子どもの覚えは早いということですが、そういう意味で一定は教えると。ただ、教育活動全般を通じまして教科の中でも手段として学んでいきますので、そういう意味ではすべての生活場面、学校場面で学んでいくと。

なお、自立活動の時間自体は県立の聾学校では週1コマという形で取ってまいりまして、ただ、その中で1時間ずっとそれを教えるということではありません

ので、状況、発達段階に応じて適宜、学んでいくという格好でございます。

委員：そうすると、聾学校の中でも手話の授業というのは、今まだ確立されていなくて、いろんなところから児童や生徒が自分たちで学んでいくという姿勢ですか。きっちりとした形で教えるという、どうしても僕ら、一般の方が手話教室みたいなものに行って習うのをイメージしてしまうので、学校でもそういう形を教えるのかなというイメージにどうしてもなってしまうんですけど、そうではなくて、普通の活動の中でそれが身につくような形に指導しているのか、その辺を教えていただきたい。

執行部：今おっしゃっていただいた話のとおりでございます。今、御説明がありましたが、自立活動という部分で手話を教える部分というのは、やはり年少のお子さんに対して取っかかりの部分を教えているのが主になってまいります。ある程度語彙を身につけながら、我々が言葉を獲得していくのと同じ過程であるわけですが、日常生活も含めて子どもたちが活動の中で、手話をそれこそ本当に豊富に使っていく中で獲得していくという話になっております。

委員：他県なんかでそういう手話というのを教育プログラムで持っているところはあるのか。それはまだ全国的にはそういうことでないのか、それを聞きたいなど。昔は聾学校でも手話を使うと先生に手をたたかれたとか、よく聞きましたので、そこからまだ抜け出せてないのかなど。いろいろ説明をいただいて、特に教育委員会の中で導入の経緯もいよいよいは書いていただいておりますが、その手話を言語として取り入れるという明確なまだ意識付けは教育委員会の中にも果たしてあるのかどうかを確認したいんですけど、その辺どうですか。

執行部：説明の中にも入れさせていただいておりますが、三重県の聾学校に関しましては、本当に全国にも随分先駆けて手話を学校の教育活動全般に取り入れた学校であります。ですので、今の段階でおそらく先ほども申しあげましたように、平成の初めぐらいに学校全体でこの取組を始めたわけですが、この頃、まだ全国的に手話を活用した学校全体での活動はほとんどない状況でございました。そういう中ですので、プログラムという話にはなっていないかもしれませんが、かなりそのあたりは幼稚部の段階から高等部の段階にかけて相当段階的に手話を勉強していく機会が設定されております。ですので、ご心配いただいているような形で聾学校が手話のトライに対してネガティブな印象があるのかなという話ではないかと思っております。

委員：最後に聞くんですが、今後、条例を検討していきますが、もう一歩進んで、教育プログラムの聾学校の中でも言語習得ですから、今、言語として位置づけるということは、それを習得するためのもう少しプログラム開発とか、現実的にもう少しきっちりとした授業コマ数を増やすとか、そういうことは検討してみえるのか、もしくは、そういう形の方に持っていけるのか、はどうですか。

執行部：聴覚障がいのお子さんが聾学校で学んでいただいているわけですが、聞こえの実態というのは実に様々でございます。自立活動と先ほど申しあげましたの

は、かなり個別に子どもの聞こえる特性の部分、言葉の理解力の部分を踏まえたうえで個々に設定しているものでございます。ある意味で申し上げますと、幼稚部の段階から在籍していただいているお子さんたちですので、一人ひとりがオーダーメイドの指導計画を持って高等部卒業まで長じて学んでいくという状況になりますので、全体でという部分になってくると、なかなか一般論としてあり得るのかもしれませんが、効力を発揮するという部分では、現在、実施させていただいている各個別の指導計画に基づいたプログラムが一番有効ではないかと考えております。

委員：ほかにございますか。御質問は特によろしいですか。

委員：確認ですが、今度、健康福祉部ですが、センターの取組を説明していただいたんですが、9番目の聴覚障がい児の早期発見の部分は児童相談センターとなっていますから、この部分だけは聴覚障害者支援センターではなくて、児相の中にきこえの相談部門というのがあるということですかね。

執行部：指摘のとおりでございます。1番から9番のうち、9番は児童相談センターでの取組を上げさせていただいています。ほかはセンターですが、その中の(4)につきましては、センターでもやっておりますし、私ども障がい福祉課でもやっておるということで、それ以外の1、2、3、5、6、7、8については、すべてセンターのみでやっているという取組でございます。

委員：そうすると、児相の中のきこえ相談部門で、これはちょっと対応が必要だと思えば、聾学校とか、もしくは相談センターの方につなげていくというネットワークができておるという意味ですか。

執行部：今おっしゃっていただいたとおりです。このきこえの相談センターの部分と聾学校のセンター的な機能の部分に関しましては、密接に連携しておりますので、極力、いろんな形で聴覚の障がいで困って見えるお子様たちが迷わなくてもいいような形のルートも、今の段階で設定できておると考えております。

委員：よろしいですか。他に。

委員：もしかして先ほど聞き落としてしまっていたら申し訳ございません。重複したらすみません。聾学校の教育のことでもう一度お伺いしたいんですが、手話を活用した指導支援を開始したということ、先ほどの答弁の中で全国に先駆けてというようなところでしたが、意思疎通の支援ということがすごく大事だと思っておりますけれども、その環境作りが進むと、実際、本当に進みというのが例えば手話で学ぶという意思疎通が十分にそれでできる、学ぶことで学力が身につけている部分というのは、どのように把握をしてみえるのか。実際にそれをここにある指導支援というのと、しっかりとした意思疎通の部分までの教育というのはどうなのかと、思っているんですが、その点について聞かせてもらえないでしょうか。

執行部：難しいお話であると、今お聞きいたしました。手話を教える部分と手話で教える部分というのが整理がつくのかという話が前提になってくるお話かと思

うんですが、これは言葉を獲得していく過程で明解に整理することはなかなか難しいのかなとは思っております。ただ、先ほども申し上げましたように、一人ひとり児童生徒は聴覚の障がいの度合い、特性は異なりますので、それを個別の指導計画で一応把握しながらという形になりますが、その上で指導を進めていくと。その場合の指導の進め方の部分は、小学校、中学校、高等学校に準ずる形の教育という部分が一つの柱であります。

一方、重複のお子さんたちもごございますので、そのお子さんたちに対しては、また別途異なる授業内容になってくるかと思っておりますが、大原則としましては手話で教える部分と手話を教える部分、手話を教える部分がかなり幼少期に先行すると。それに基づいて小学部、中学部、高等部という形で手話で教える授業内容に変わっていくと、そのような形でご理解いただけるとありがたいです。

委員： はい、ありがとうございます。非常に難しい、それぞれ違うと思っておりますので難しい部分だと思っておりますが、進んでいく中でまた聞かせていただきたいと思っております。

委員： ありがとうございます。一つ教えてください。今、各地のいろんな講演会とか行くと、手話通訳の方とか要約筆記の方が入ってらっしゃるのがほとんどと思いますが、みんながみんな認定試験を経て、ある程度の力を持っているわけではないのか、皆さんがそういうあたりを経ているのか、もの足らないのでそのあたりの実態を教えてくださいたいと思っております。

執行部： 手話通訳者の方については、このセンターでの養成研修を受けていただいて、手話通訳者として登録をしていただいている方が今現在132名いらっしゃいます。いろいろな講演会でどういう方が実際に手話をされているかということにもよりますが、私ども、あるいはセンターの方で紹介をして派遣をしている方については、そういう行政研修を経て登録をされた方を紹介して派遣をさせていただいておりますので、そういう資格を持った人が行っているという形にはなっていると思っております。

委員： 派遣をしていただいている方はそうだと思うんですけども、そうではなくて、地域の例えばサークルでやっていらっしゃる方がおそらくたくさんやっけてらっしゃると思うんですね。そのあたりで裾野が広がっているのかなと思うんですが、例えば、どのくらいの団体があって、どれくらいの人数が県下でいらっしゃるというあたりは、健福さんとしては、センターを通じている方の人数はお聞きしたんですが、そうではない裾野というのははっきりどのくらいかはわからないんですか。

執行部： 申し訳ございません。その点については、十分私どもも把握をしております。

委員： 裾野が広がっているのは感じるのですが、そのあたり、具体的にどういう実態でどうなっているのかということというのは、厳密にはいかないと思っておりますが、把握

をする必要があるのかないのかというあたりも考えていかないかなのかなと思わせていただきました。ありがとうございました。

委員：他にございますか。御質問よろしいですか。

それでは、他になければ手話の現状等に関する執行部からの説明聴き取りを終了いたします。健康福祉部、教育委員会事務局におかれては、お疲れさまでございました。退席をお願いいたします。

〔執行部職員が退席〕

2 他県の手話言語条例について

委員：それでは、次に他県の手話言語条例について、事務局に少し調査をさせましたので、その説明を聴き取りいたします。事務局お願いいたします。

事務局：それでは、お手元のA3の資料を御覧ください。まず、資料1、資料5、資料3とございますが、まず資料1の方は、現在、鳥取、神奈川、群馬と書いてあります。先行して手話言語条例の方が既に制定されておりますが、まず資料1は、こちらの条例の制定の経緯や考え方について御紹介をさせていただきたいと思えます。まず、鳥取県の手話言語条例ですが、これは平成25年に執行部知事部局から提出がありまして、こちらの方の条例検討の経緯としましては、鳥取県におきましては、条例検討の前から手話は一つの言語であると認めるという県の姿勢がございまして、県のビジョンにも、これは平成20年に作成したのですが、その中でも手話はコミュニケーション手段としてだけでなく、言語の一つの文化を形成しているという記載がございまして、

その後、平成24年、「全日本ろうあ連盟」から知事に条例制定についての要請がございました。これに対して知事は意欲的な回答をし、条例検討の準備が始まっております。それから、あと、知事自身の経験としましては、学生時代、ボランティアの経験がございまして、障がい者の方々と手話で会話をしたりといった経験をもとに、やはりこういった条例の必要性も前から感じておられたと。その他、全国障害者芸術文化祭が平成26年度に予定されていたこともあり、こういったことが経緯となって鳥取県では条例を制定をしたということでございまして、研究会における検討の経緯としましては、執行部の方で作っておりますので、県庁の方で職員と学識者、関係団体、市町村の関係部署等の13名で「鳥取県手話言語条例（仮称）研究会」で検討を重ね、パブリックコメントなどをとりながら、平成25年10月にこの条例が可決されたという状況でございます。

続きまして、神奈川県の方は議員発議の条例ということで、平成26年12月に成立して、今年の4月から施行されておりますが、条例案検討の経緯としましては、平成26年に議長宛に神奈川県聴覚障害者連盟から署名で手話言語条例の制定を求める陳情が提出されました。これを受けまして議会の方で検討が始まったんですが、県議会では手話が言語であることが世界的にも認められ、法律上も明らかにされているにも関わらず、残念ながらいまだ手話を言語とし

て認識し、手話による意思疎通を図るための法律が整備されていないものと考ええる。手話が言語であることに対する県民の理解を深めていくとともに、手話が日常的に使用できる環境である共生社会の実現を目指した施策展開を図るため、新たに手話言語条例を制定すべきであるということで、提案者の議員から議会にこういった形で説明がございました。

議員による検討の経緯としましては、この26年7月に、こちらは有志18名という形で条例制定をするための検討会を立ち上げまして、それから何度か自民、公明、県政会、こういった会派の18名の中で検討を行い、パブリックコメントなどを通じまして、平成26年12月に本会議へ提出し、条例が制定されたという経緯になっております。

それから群馬県の方ですが、こちらにも議員発議の条例で、今年の3月に成立し、4月から施行となっております。この検討の経緯につきましても、平成25年10月、鳥取県において条例が制定したことを受けて、その後、全国的に手話言語法の制定を求める意見書が発議され、群馬県議会においても同様の趣旨の意見書を採択されております。

こうした環境の中、自民党群馬県連が「全日本ろうあ連盟群馬県聴覚障害者連盟」より条例の制定に向けた検討の要請を受けました。それで、議員を会長とする医療福祉議員連盟において勉強会を行い、その中でプロジェクトチームを立ち上げたということになっています。

あと、背景的な要因としましては、平成27年6月に全国ろうあ者大会が群馬県において開催される予定だったとか、全国ろうあ連盟が昭和22年に群馬県の伊香保温泉で創立されたと、ろうあ連盟の発祥の地ということも大きな背景にあったのではないかと思います。

それから26年9月に検討プロジェクトチームを軸に群馬大学の教授、全日本ろうあ連盟事務局長、群馬県聴覚障害者連盟理事長、群馬県認定手話通訳者協会会長、群馬県手話サークル連絡会会長、群馬県手話問題研究会などで構成する手話言語条例の検討会を発足させました。こうした検討会の中で同研究会を5回ほど開催して、聴覚障害者や当事者の聾学校の保護者などからもヒアリングを行い、また、障害福祉課とか県教育委員会がオブザーバーとして出席した、こういった形で条例案を策定し、平成27年2月に上程し、3月に議決されたという状況でございます。

次のページですが、こちらは条例の提案目的、条例の意義ですが、こちらのところは各県、なぜ条例を制定する必要があるのか。これは立法の根本的な説明をするためにどうしてこういう条例が必要かという観点、条例に対する思いが条例の発議のときの条例説明の中でされております。そちらのほうを御紹介させていただきます。

まず、鳥取県につきましては、国の法律ではなく、なぜ条例でやったのかということで、国際的には法律問題、国の問題として取り上げられているが、他

方国においては障害者差別解消法でその考え方が限定的に入っているに過ぎない。もっとも国全体の法律としては手話の言語性を否定しているわけではないと思われる。

そこで、我々はそれを正面から認めず、そういう地域社会としての姿勢がまず必要と考えた次第。また、手話を使いやすい環境づくりや社会づくりは地域でできる部分であると認識している。条例制定により県として公的に認知をしたという格好と、補正予算を含めてその関連施策を同時進行させることにより、我々鳥取県から障害者とともに生きる社会のモデルを築き上げていきたいと、こういった思いを持って鳥取県は全国で初の条例ということで制定されたということです。

知事の答弁としましても、その後、鳥取県から国を変えるという思いで条例を制定する意義がある。我々の取組によって、いろいろな波及が広がるかもしれないということでございます。

次のところが、この3県全部手話言語条例ということですが、手話以外に点字とかいろいろありますが、なぜ手話にしたのかということも提案の中で出ておりますので、ご紹介をさせていただきます。

手話は国際的に言語として認知されていて、独自の文法を持ち、独自のコミュニケーション手段になっている。ただ、いろんな特性があり、細かい一字一字に当たるようなことはあまり表現しない。むしろ概念で組み合わせで伝えているという手法であり、そういう意味で独自の言語だと言えるもの。点字や要約筆記は音声に基づく日本語、また、筆記に基づく日本語のバリエーションであって、日本語の伝達ツールが違うものというふうに学問的には整理されると。ただ、点字や要約筆記などは言語ではないということではありますが、手話と同様に対策を講じていきたいと知事は発言しています。

また、ノーマライゼーションを果たしていくための一つのツールとしてやっていきたいと考えると。手話施策には障害者施策について別に手話だけをやるというわけではなく、例えば点字図書館の充実なども必要であり、様々な障がい分野に応じたことを考える必要がある。心の病の施策や障がい者の工賃の引き上げなども含め、県としては総合的なアプローチが必要であるというふうに考えているということでございます。

神奈川県ですが、こちらのほうもなぜ条例化したかということで、手話に関する施策について、市関連の施策が中心となっているが、条例の制定により福祉の分野にとどまらない、福祉の範ちゅうを超えた計画の策定を県に義務づけ、これを実践していくことにねらいがあるということでございます。具体的には県に対して県民が子どものころから手話に触れることができる環境をつくるため、手話の普及のほか、教育や学習の振興などの責務を果たす一方、民間事業者に対して業種を問わずに手話の必要性に対して配慮を求めるなど、総合的な取組が必要ではないか。県民、事業者、行政が一体となって広く県民運動の形

で様々な取組を進めることを想定するという一方で、発議の際にこういった発言が議会の答弁でなされております。

また、なぜ手話なのかということにつきましては、先ほど鳥取県の方でも紹介させていただいたように、手話は言語の一つという意味合いで、ろう者とろう者以外の者が互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語である。言語とは一般に人の思想、感情、意思などを伝達するために用いる記号体系で、ある特定の集団の中で用いられる思想、感情、意思などの伝達手段とされているが、手話はろう社会の中で用いられる独自の文法体系を有するものであり、言語そのものである。耳が聞こえる人は日本語で意思を伝え、考えるときは日本語で思考するが、ろう者は手話で思考し、手話で意思疎通を行う。この点、日本語を文字化した点字とは性質がちょっと異なっているということがございます。

また、障害者の権利に関する条約の採択により、世界的にも手話を言語として認知していこうという潮流にある。しかし、この条約を批准した現在においても、我が国では共生社会の言語を踏まえた手話言語法が制定されておらず、手話の持つ言語性や文化性を含め手話に対する理解が十分浸透しているとは言えない現状である。こういったことから、手話の普及に関する施策を推進していく必要があるということで手話の言語条例を制定したということです。

群馬県の方ですが、群馬県の条例が必要な理由につきましては、手話が言語ということで、ものの名前、抽象的な概念、手や指の動きや表情、空間などを使って視覚的に表現し、思考や意思疎通を行っている。言語学的見地からも自己を適切に高度な知的・情緒的活動を十分に表現し得る言語組織を持っている。ろう者にとって手話は健常者と社会的情報を共有し、ともに生きる重要な言葉である。しかし、昭和18年以降、聾教育において手話が排除されるという厳しい状況が続いた。近年、ようやく手話は言語であると国内外での認識に立ち、最終的には手話言語法の制定を国に要望しながら、我が国において県民に広くろう者と手話に対する理解を広め、ろう者の人権を尊重し、日常生活や社会生活を安心して送ることができ、ろう者とろう者以外の者が互いに理解し共生するまちづくりへの展開を目指し、また、等しく障害者福祉向上に寄与すべく、この条例を制定する根拠としていると答弁をしております。

こちらが条例の制定の経緯などを、こちらのほうは議会でされた答弁をそのまま読ませていただきました。なるべく原文に近い形で整理をさせていただきました。

では、続きまして、各県の条例の構成等の比較が資料2にございます。こちらは各県等の条例の長さ自体は、一番長いところでも23条と比較的短い条例となっておりまして、その構成は大きく前文、あと、総論の部分では目的だとか手話の意義、基本理念といった部分と、あと、責務規定という形で県の責務、市町村の責務、県民の役割、事業者の役割といった構成になっております。そ

れから、各論としまして、計画の策定、基本的施策、実施する事業の内容とか財政上の措置、協議会といった構成になっております。一部、神奈川の方だけは基本的施策という部分がなかったり若干の違いはありますが、大体3県ともよく似たような形になっております。

細かい中身の部分については、条文を眺めながら比較をしたいと思えます。この資料の一番最後に各県の特徴が出ておりますので、条文の比較をしながら各県の条文の内容について御説明をさせていただきます。

まず、どこの条例でも前文というのを設けておまして、こちらの前文の意義というのは、条例の本体の前に置かれて、その法令の制定の趣旨、理念、目的を強調して述べた文章で、具体的な姿勢とか規範といったものを定めるものではないですが、この前文に書かれている言葉自体で各条文の解釈の規準になるものと言われておまして、前文のある法律とは、例えば、「教育基本法」だとか「男女共同参画社会基本法」など、基本法などに比較的多く見られる内容となっております。

この3つの条例等も大体言っている内容、強調する部分というのは共通した部分がございます、そこが我が国の手話の起源ということで、明治時代に手話が始まったとか、昭和8年以降、聾学校での手話の使用が禁止された、こういった手話の歴史、平成18年の国連で障害者の権利に関する条約が採択されたといったこれまでの手話の歴史について述べられております。この中でも思いの一つとしては、手話が禁止された時代があったということ为背景として、公的な法律や条令で手話が言語であることを認めてほしいという関係者の強い意思が反映されているのではないかと思います。

群馬県の前文ですが、詳細は6ページ参照ということですが、こちらの方に群馬県の前文に関する思いということで、群馬県は前文については、聴覚障がい者である当事者の思いを100%を込めた中身ということで、聴覚障がい者の方からいろいろ聞いて、そういった思いをこの前文の中に詰められているということがございます。

続きまして、第1条（目的）ですが、こちらの目的も条例の目的ということで、記載されているところは手話が言語であるという認識を持って手話普及や施策を講じると、それから、こちらが大きな目的だと思いますが、ろう者とろう者以外の共生できる地域社会の実現を目的としているということが、この3つの条例で共通して挙げられている内容でございます。

第2条（定義）ですが、神奈川県だけが定義の規定を設けております。これは神奈川県の特徴だと思います。最後の6ページに定義をなぜ設けたかとか、そういった思いが書いてございます。この定義では、ろう者と手話の普及という言葉で定義していますが、ここで提出した理由を提出者が説明しておりますので、こちらを読ませていただきます。「ろう者が条例全体を通じて使用される重要な用語となることから、その意義を明確にすることは大変重要であると考

えます」と。そして、「聴覚障害者団体との意見交換を通じて、ろう社会に所属する者にとって『ろう者』という言葉は、自分たちのアイデンティティーである。ろう者を定義することは大変ありがたい。」こちらのほうも団体の主だった形でろう者の定義と入れたということでございます。

提出者としても、触手話とか弱手話などを使用する盲ろう者や、軽度、難聴者や中途失聴者であって、手話を使用して流ちょうに会話できないものの、手話を学び生活を営み始めている者をろう者として条例の対象に含まれるようにしたいという思いがあったということです。一般的に言えるろう者よりもちょっと対象を幅広くしたいという思いがあって、こういった定義にさせていただいたということが神奈川県の特徴です。

次が、「手話の意義」でございます。これは鳥取県と群馬県で定義、意義というものを設けております。法律の条文としては、なかなか何々の意義を規定するのは珍しい例でございます。こういった何々の意義という定義する場合、用語の意義とか基本的には用語解説をするものだけで、三重県の条例でも用語の意義といった内容の意義みたいな形で出ているものはございません。また、三重県でもこういった部分をどうするかといったことは、検討をしていく必要があるかと思えます。

内容を見てみますと、目的や基本理念に規定するような内容ですけど、そちらに入れると、目的が基本理念の部分が長くなっていくということで、鳥取県や群馬県の手話の意義の内容は、神奈川県では基本理念のほうで規定されておまして、その分、神奈川県の基本理念の条文は長いものとなっております。

基本理念も、各県、ろう者とろう者以外の相互理解と個人の人格を尊重するといったお互いを尊重するという内容が書かれておりますが、理念規定というのは、法律の基本原則を示すもので、法律の制定の理念や方針を強調する場合に規定されることが多くなっております。

次は「県の責務」ですが、これは各県書いてありますが、内容もほとんど似たような形でろう者が日常生活、社会生活を営むうえでの障壁を除去するということと、手話を使用しやすい環境の整備、それから県民に対しての理解を深めるというような内容が、3県ともほぼ似たような内容で記載されております。

次が、「市町村の責務・連携の在り方」ですが、鳥取県だけが「市町村の責務」という形になっておまして、これは多分執行部が作ったということが大きいんだとは思いますが、神奈川県と群馬県では市町村との連携という形で記載されております。基本的には「地方分権一括法」が施行されて県と市町が対等という関係になったことから、それ以降はなかなか市町村に対しては責務という規定を置いたような例は、三重県ではほとんどないという状況で、書くとするならば、例えば「市町村の役割」といった形で規定がされていることが多い状況でございます。

「県民の役割」ですが、鳥取県と群馬県のほうはろう者の責務というのを独

立して設けてございます。ここら辺のところはろう者だけ特出しで規定する意義はあるのかどうかとか、ろう者の方だけに特別に責務を課す必要があるのかというのは、中では議論も必要になってくるところかも知れません。

「事業者の役割」としましては、これは3県とも似たような内容になっておりまして、ろう者が利用しやすいサービス、ろう者の働きやすい環境を整備するようにといういろいろ規定も載っております。

次が、「計画の策定」ですが、鳥取県と群馬県は、群馬県障害者計画、鳥取県障害者計画という国の法律に基づくのは計画の中で謳うようになっておりますが、神奈川県だけは手話推進計画、独自の計画の策定の中で義務づけております。ここにつきましては、基本的施策の部分と重なってきますが、神奈川県は議会で作るということから、細かい施策までは条例の中に盛り込まず、手話の計画を執行部で作っていただく、その中で施策自体は考えていただくということで、具体的な施策を規定せずに手話推進計画という形で条例には規定した形になっております。

「基本施策」ですが、中身としましては、鳥取、群馬はほぼ同じような内容になっておりますが、手話を学ぶ機会の確保ということで、手話サークル、その他の県民が手話を学ぶ機会を確保するとか、職員が手話の意義、基本理念を理解して学習する取組を推進する。これは職員向けの理解の確保ということで記載がされております。

次は手話を用いた情報発信、手話通訳者の派遣とかろう者等の相談を行う拠点の支援ということが規定されております。その次が手話通訳者の確保・養成ということで、手話通訳者の確保する内容が記載されております。基本施策で学校における手話の普及ですが、こちらのほうがろう児が通学する学校の設置者に対して、教職員の技術向上だとか研修、学校教育で利用できる手引き書の作成、そういった措置を講ずるようという内容が規定されております。

特徴としましては、群馬県ですが、最後のページを見ていただきたいのですが、先ほど執行部の説明の中では手話教育について聾学校でどうしているかという質問があったかと思いますが、三重県のほうはかなり教育の中で手話を使った教育を取り入れていたのですが、群馬県自体は長らく口話法とかそういった形で手話を禁止したような状況があって、この条例ができたことによって、聾学校とかも手話による教育が進められたということで、障がい児の保護団体等からもそういった意見があって、こういう規定を入れた内容となっております。

続いては、事業者の支援ということで、事業者の努力規定に対する必要な支援を行っていくということが規定されております。また、ろう者本人にも普及・啓発ということで、県民の役割の中にもございましたが、ろう者とろう者の団体も自主的な普及・啓発活動に努めるようにという規定が盛り込まれております。

手話に関する調査研究は、調査研究をしろというような内容で、財政上の措置については、各県とも財政上の措置を講ずるという規定がございます。

最後の協議会の部分ですが、これは鳥取県だけが鳥取県の手話施策推進協議会を設置するようにと条例の中で求めています。こちらにつきましては、群馬県に特徴がございまして、次の6ページを見ていただきたいのですが、本来ならばこういった協議会を条例を設置する議会のほうとしても設置はしてほしかったのですが、組織に関わることなので議会からはなかなか出しにくいという形で、③にあるように条例の附帯決議の中でこういった検討会、会議などを設けるようにということを附帯決議としたという内容になっております。

最後に見直し規定です。神奈川だけが見直し規定を設けております。

三重県におきましても、先ほど議定条例であります「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」でも見直し項目などは設けておりませんが、これは条例策定のときにそういう議論がありまして、議会としても条例を策定したら条例の実施状況を不断に注視し、見直しが必要なときに見直すというのは議会の当然の役目であるということから、あえてそのときは入れなかったということがございます。これまでも議定条例で出したもの全体を見直したりする検討会議なども行っていますので、そういったこともあって三重県では入れなかったというふうに考えております。

説明は以上で、資料3に各県の条例の条文、施策が載っていますので、またご覧いただければと思います。

委員：ありがとうございます。それでは、質問に入る前に、特に神奈川県の手話言語条例につきましては、今年の8月28日に健康福祉病院常任委員会が調査に行っておりまして、健康福祉病院常任委員会の委員から、先ほどの事務局の説明に補足があれば説明をお願いできればと思いますが、そのときの資料ということで出ておりますので、今、お手元に配付をさせていただいておりますので、少しお待ちいただけますか。

委員：私は耳に残っていた部分で、少し大事ななところだけちょっと紹介をさせていただきたいと思います。

1つ目は、今回、手話言語ということでしたが、当初、点字については、例えばどうやって対応していくんだというような協議があったそうですが、障害者基本法が改正されて言語に手話が含まれるということがきちんと明記をされたということで、少し点字と手話という部分では、手話はきちっとした言語であるという形で位置づけて取り組んでいったというところがあったようです。その話を伺いました。

それから、先ほどもちょっと出てきておりましたが、今回、県でということではありますが、各市町村との関係性についてというところで、例えば鳥取県は、ということで鳥取県を例に出しておりましたが、執行部のほうから鳥取県は取り組んでいったということで、市町村にも一定の義務を設けた形の条例になっ

ていて、知事が中心で各市町に協力を進めていったということで、市町村の理解も得ることができた。

神奈川県の方は議員定数がありましたので、なかなか積極的に市町に対してというのが難しく、連携をとどめるに終わったという形を言っておりました。そういった意味では、三重県でも伊勢と松阪と先行して条例があって、そういったところとは当然連携をしていくことが大事ですし、各市町との関係性もきちんと連携を取っていくことが大事かと感じました。

あと、とにかく説明をいただいた県職員の方も、10種類程度ぐらいでしたか、手話で御挨拶とかいろいろなことができておりましたが、ホームページでも簡単な手話のいろんな挨拶はしっかり映像で見ることができているということで、やはり県職員をはじめ、我々議会や議員もしっかり手話を言語として覚えることも大事ですし、社会に対してしっかりとアピールをしていくことが大事であるという意気込みを非常に感じました。

委員：神奈川県の方は、先ほど説明をいただいたように、26年12月26日にとということで、まだ4月から始まったところですから、私たちが伺ったときは8月ですので、そこまで必ずしも施行をされたからといって、それが期間的には短い中でしたので、そういう中では、まだまだ執行部のほうもこれからというような感じのことが、質問をさせていただいた中ではそういうことを感じました。

職員さんの中で障がいを持ってみえる方がいらっしゃるということでしたが、その条例を作っていく中で入っていらっしゃるかということも聞かせていただいたんですが、関わっていかれたという中で具体的に把握というようなことは質問的にはわからないという答弁でした。ただ、団体の中に障がい者として入っていらっしゃれば、そういう中の方を通じて意見が入っていただろうというようなことも言ってみえました。

私がほかに聞かせてもらったのは、特に鳥取県が高校生とかを対象に全国のパフォーマンス大会、甲子園とかもされてましたので、そういうことも含めて神奈川も高浜高校という高校に議会から見学に行っているんです。そういう中身とか、実際にどうだったのかということも、そういう中では高校の先生もこの検討委員の中に入れてみえたということがありました。

今、説明をいただいたように、神奈川県の方については、基本的な施策のところでは規定がない、最後のところでそれについて立法者意思として提案の思いというのがいろいろあったんですが、ここについては、私としてはそのときには確認は聞いてこなかったんですが、このあたりについては、実際に今、三重県でも今日、皆さん来ていただいています、どういうふうにそこを思ってみえるかというところを聞かせていただきたいと思います。ですので、この3県が先行して制定されていっておりますが、神奈川県は形としては特殊と思っておりますので、その辺などは実際に皆さんがどんなふう感じていらっしゃるのか、その3県についてもどうかというのを聞かせていただきたいと思います。

自身思っていますが。そのときの報告としてはその程度です。

委員：ありがとうございます。それでは、先ほどの事務局からの説明と健康福祉病院常任委員から補足の説明もいただきましたので、それらに対しまして委員の皆様から御質問がありましたらお願いいたします。

委員：いただいた委員会資料の中に、推進協議会の設置要綱がありますけども、条例上は協議会の設置に関しては、神奈川県条例は一言も触れていなくて、結局、任意というか、あうんの呼吸で条例ができたから、県当局のほうで推進協議会を作ったとか、そんな感じなんですか。

事務局：具体的にそこまで聞いたわけではないのですが、今の全体の流れで施策とかそういう部分は執行部にある程度お任せして、出てきたものを審議してやるということで、計画だけ作って、あとはきちんとやるように議会のほうで監視して、そういう考えかなとは思いますが。

委員：よろしいですか。ほかに御質問はございますか。いかがでしょうか。

委員：市の責務というところでいろんな規定があるんですが、三重県の場合、2つの市ができているということで、市の条例と県の条例の整合性を取らないかとか、そんなことはあるんでしょうか。

事務局：特に市との整合ですね。市のほうが作っているものも一応他県の作っている条例とほぼ同じような内容になっておりますので、具体的に条例を考える際に、もしそれがあまりにもかけ離れて違っているようなことがあれば、そこは考えていく必要もあるかとは思いますが、そこまでは気をつけなくてもいいかとは思いますが。

委員：市の中には県とか国の責務とか書いてありますか。

事務局：市の条例には市の責務だけで県というのはございません。三重県の中にも作っているところと作ってないところとありますので、作っているところに合わせるということもなく、全体の県としてどうやっていくか、全体を見ながら県と市町の役割ということになるのか、連携してやっていくことになるのか、そういういったのは考えていく必要があるかとは思いますが。

委員：よろしいです。

委員：これ、神奈川とか群馬は実際、市で条例を作っているところはあったんですか、この条例制定する。今わからなければ。

事務局：市レベルで神奈川、群馬はないですね。

委員：なかったんですね。そうすると、そのあたりのことは、県として多分一番最初にできているから、これが作った段階では市があったわけではないので、整合性の議論は多分なかったんだろうと思うんですが、三重県の場合は、これからやっていく場合には、委員がおっしゃったようなことも少し考えていかないかかなと思ってますので、また議論をさせていただきたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかになれば、他県の手話言語条例について、本日の調査を終

いたします。

次に、その他よろしいですか、御質問。

3 その他

委員：次に、次回検討会について協議をいたします。次回の検討会では、手話に関する学識者の方にお越しいただいて、聴覚障がいを持つ方にとって手話の果たす役割など幅広く御講義をいただきたいと考えております。前回の第1回検討会で人選は正副座長に一任いただきましたので、筑波技術大学の杉豊教授に日程調整をお願いしているところです。今、杉先生の資料をお手元に配らせていただいておりますので、皆さん参考にしていただければと思います。行き渡りましたか。この杉先生をお呼びして、参考人としてお聞かせをいただきたいと思っておりますが、講師の方と委員の皆様の御都合を伺ったところ、次回の検討会は、12月16日水曜日13時からと考えております。御都合の悪い委員の方もおみえでしたが、できる限り調整させていただいて、12月16日ということで、申し訳なかったんですけど、御了解をいただきたいと思っております。ということで、第3回は12月16日(水)13時からとさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

本日の議題は以上ですが、ほかに委員の方からご意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。

委員：どのタイミングで言おうかと思っていたんですけど、今日の条例なんかを見ても、県議会の役割というのがないので、今後、条例の中で県議会がこの条例の発案者として県議会の中でも、今でもこういう委員会の中で手話の通訳さんも出ていますが、そういうのを発議者として積極的に推進していくんだというの、条例の文面の中に入れていったらどうかというのを提案させていただきたい。質問ではないのでどのタイミングで言おうかと思っておりました。

委員：かなり先を行った、条例の具体的な提案は、もちろん今、委員が言われたような形で、それぞれ皆さんからいろんな多分思いがあると思うので、それをいろいろ聴き取りをさせていただいて調査をした後に、当然関係者の皆さんの御意見をたくさん聞いて、その後、一応手順としては、この間、スケジュール表をお渡しさせていただきましたが、意見を皆さん全員から出してもらいますので、それについてこういう条文を入れていこうか入れていかないようにしようかということも含めて言わせていただきたいと思いますので、委員の御意見は、ぜひまたそのときにもお出しいただきたいということで。今の段階でも承らせていただきます。

ほか、いかがでしょうか。

委員：私、16日に欠席で大変申し訳ございません。そのときに、杉先生に、杉先生が条例検討に今まで関わったことがあるのかないかとか、例えば、それが行政側から出される条例と議提で出すことの意味の違いとか、可能性としてどういうことができるのかなどを聞いていただきたいと思います。要望的

なことですみませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

委員：またそのあたり、もちろん聞かせていただいて、議事録でも御確認もいただいてということで対応させていただきますので。

委員：せっかく作るわけですから、よりよいものにしたいという、皆さんが共通した理念を共有できるようなものにしたいと思いますし、国際的な状況を受けてのことはしていきたいと思いますので、基本的な理念などについての学習をしっかりとやっていくということが必要かと思えますし、お話を伺うと、この議提議案の限界みたいな格好で神奈川の場合はこれだけはできたけど、あとはできてなかったということもありますので、どこら辺までできるのか、議員として。私もよくわかりませんところがありますけれども、なるべくそれは普通、提案できるような状態まで持っていくべきかと思っているんですけれども、その点についてはどうなんでしょうか。

委員：もちろん、これからの議論だと思っていまして、どこまでの分を条例として書き込んでいくのかということは、当然ここで皆さんに議論出し合っていて決めていくことだと思っておりますし、神奈川県の場合も、今の御説明があったように、ある程度骨格を決めて、中身の施策については基本計画を、ただ、定めることを義務づけしてやっていくというやり方ですし、逆にそれが限界でやれなかったのかといたら、群馬県は違うわけですね。その分を書き込んでいるというのがありますので、どこまでができてできないかというのは、別に神奈川ができないから三重県ができないわけでもありませんから、それは皆さんに意見を出し合っていて、逆に関係者の方の思いも酌んで、どういうことを三重県として書いていかないかんのかということも議論して作っていくものだと思っておりますから、初めからここまでできてできないという議論は、今の段階は別にそれを心配する必要はないのかなと思っておりますけど。

委員：ぜひ、そういう面で広く、また、特に関係者の皆さんのことがしっかりと受けとめられるような条例にしていくべきではないかと思っておりますので発言させていただきました。

委員：ほかはいかがでしょうか。

委員：ここで言うべきことは、よく内容がわからないんですけど、スケジュールの中に関係施設の現地調査というのが挙げていただいておりますが、さっき学校のことを聞いても、実際がどうなのかというのがわからなければ、どういう思いを酌み取って、どの夢をここに入れたらいいかというのが非常に難しいなと感じましたので、どこに行っても何をというのは大切だと思いますので、そのあたり、ここでみんなでやるのか、正副でお考えいただくのかわかりませんが。

委員：学校の施設とかももちろん委員協議でしていただこうと思っておりますので、そのことを皆さんにご相談をさせていただき、今後の先の予定として相談させていただきたいと思っております。

ほか、いかがでしょうか。

委員：私も皆さんに関連する抜本的なところなんです。この条例が制定をされて数年が流れた後に、例えば、いろんな町で皆さんが手話を使っているような情景を日常的に見ることができるような社会というのをイメージしていく形でいいんですね。条例だけが制定されたということじゃなくて、そういうことですね。言語、です。

委員：今言われたように、先ほど御説明のあった鳥取も神奈川も群馬もそれは共通して共生社会でそういうことが日常でというのが理念として掲げてますし、おそらくその部分は三重県議会、これからの議論ですが、目指すところとしてみんな一致しているんじゃないかと私は思っていますが、これからそれももちろん議論させていただきながらと思っています。

ほか、よろしいですか。

それでは、これで本日の会議は終了いたします。

なお、この後、委員協議を行いますので、委員の方は着席のままお待ちください。委員以外の方は御退出をお願いいたします。

(15:00 終了)